

中期目標・中期計画（素案）

新 潟 大 学

平成27年6月30日

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>新潟大学は、高志の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた海港都市の進取の精神に基づいて、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて、人類の知の継承・創造につとめ、世界の平和と発展に寄与することを全学の目的とする。</p> <p>この目的を実現するために、新潟大学は、人文社会科学、自然科学、生命科学全般にわたる教育研究を行う大規模総合大学として、多様な価値観を共有できる有為な人材の育成と特色のある研究、融合的研究の推進に全力を尽くす。そして、日本海側ラインの中心新潟にあるという本学の特色を活かし、新潟からアジア、世界に発信するネットワークを構築し、国際的な広がりを持った地域創生に寄与する。</p> <p>新潟大学は、人材育成目標を踏まえて教育課程を抜本的に見直した学位プログラムによる教育を深化させる。学士課程においては教養教育と専門教育が融合した教育を行い、地域に根ざし世界で活躍できる課題発見・解決能力に富んだ職業人を養成する。大学院においては時代の要求に即応することのできる、より進んだ学際的な教育と研究を行い、チャレンジ精神に満ちた高度の専門的職業人及び研究者を養成する。また、優秀な留学生や学び直しを望む社会人にも広く開かれた大学を目指す。</p> <p>研究面では、脳研究など世界トップレベルにある分野をはじめ、強み特色のある研究を推進することによって、大学全体の研究力を高める。こうした教育研究活動の活性化を実現するために若手研究者、女性研究者、外国人研究者など多様な人材を登用する。</p> <p>新潟大学は、新潟県・近隣諸県、農業など地域の特色ある産業との連携プラットフォームを構築して、地域課題の解決に向けてのグローバルな取組を展開し、地域の活性化を牽引する。そして、質の高い健康長寿社会の形成を目指し、高齢社会が直面する様々な問題の解決に資する研究に力を尽くす。医歯学総合病院では、地域医療に貢献するとともに、高度専門医療人の養成と先進的医療技術の開発を行い、日本海側ラインの基幹病院として、最高・最先端の医療を持続的に提供</p>	

する。

新潟大学は、上に掲げた目標に向かい、学長のリーダーシップの下、全学をあげて邁進する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成 28 年度から平成 33 年度の 6 年間で第 3 期中期目標の期間とする。

2 教育研究組織

この目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置くものとする。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

【1】新潟大学は、日本海側ラインの中心新潟にある大規模総合大学の特色を活かし、学士課程において教養教育と専門教育が融合した学位プログラムを深化させ、地域課題など現代の複雑な課題を解決できる、専門分野に立脚した人材、幅広い分野に適応する能力と専門知識を兼備した人材を育成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】本学が全国に先駆けて整備した主専攻プログラム（学位プログラム）において、各分野のミッションの再定義並びに主体的な学修への転換に合わせて、人材育成目標と学位授与方針（ディプロマポリシー）を平成 28 年度に見直す。この新たな人材育成目標の下で、平成 30 年度を目途に、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）、入学者受入方針（アドミッションポリシー）を含めた 3 つのポリシーを統一的に再整備し、主専攻プログラムごとに総括的評価を行うための成果指標を明確化する。

【1-2】複雑化する社会の課題、とりわけ新潟県を中心とした日本海側地域の課題を、複眼的な視野を持ち総合的に解決できる人材（ソリューション志向型人材）を育成するために、多様な学問領域を教育できる本学の総合力を活用して、解決すべき課題を中心に分野融合的に学修する新たな教育システムを、平成 29 年度を目途に構築し展開する。

【2】地域に根ざし世界で活躍できる課題発見・解決能力に富んだ人材を育成するために、主体性を重視した教育課程を整備し、学生の自律的な学修を強化する。

【3】大学院教育課程において、チャレンジ精神に満ち、高い専門性と汎用的かつ実践的能力を有する高度の専門的職業人及び研究者を養成するため、学位プログラムを継続的に改善し、時代の要求に即応することのできるより進んだ学際的な教育研究を行う。

【4】新潟に基軸を置き、アジア、世界で活躍するために必要となる異文化理解能力を備え、社会の国際化に柔軟に対応できる人材を育成する。

【5】授業科目における学修成果をより正確に保証するために、各教育プログラムの成績評価を改善する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【6】学生の主体性を重視した教育課程への転換に合わせ、各教育プログラムにおける授業科目を円滑かつ適切に開設する体制を整備する。

【2-1】平成29年度を目途に、学内外での問題解決型学習（PBL）等を通じて受動的学修態度から能動的学修態度への転換を図る初年次教育を構築し、それに続き高年次にも能動的学修を拡充する。また、この拡充に合わせ、本学が先進的に開発し導入している自らの学修成果を確認・評価する「新潟大学学士力アセスメントシステム（NBAS）」を活用し、教育効果を向上させる。

【2-2】学生の学修に対する主体性と動機づけを高めるために初年次を中心とした長期学外学修を推進し、地域の人々や団体との協働により課題探求・解決への志向性を育ていく「地域の教育力」等を活かした授業科目を平成29年度を目途に整備する。

【2-3】人文社会科学系における演習や地域連携教育等を含むアクティブ・ラーニング、自然科学系におけるインターンシップ等の実践的な取組、医歯学系における学外施設での参加型臨床実習など、各教育プログラムの特性に応じた課題発見・解決能力を涵養する教育方法を拡大・強化する。

【3-1】大学院教育課程において、研究力に加え、広い視野と教養を持ち、社会への適応能力の高い人材を育成するために、学士課程と大学院教育課程が一体的に構成されたカリキュラムや分野が融合したカリキュラム等を開発し、教養教育も含め、各分野の特徴に合わせた教育課程を平成29年度を目途に整備する。これに対応して学位授与方針、教育課程編成方針及び入学者受入方針を構造化した学位プログラムを整備し、検証を行う。

【4-1】学生の実践的英語運用能力の向上を図るために、総合的な英語学修システムを平成29年度までに整備する。また、アジアの言語など複数の外国語を学修するカリキュラム及び異文化理解に資するカリキュラムを整備するとともに、学生の海外派遣を計画的に行い、海外留学者数を倍増させる。

【5-1】各教育プログラムで、能動的学修の整備に合わせて、成績評価の指標を見直す。特に、能動的学修についてはルーブリックを用いるなど、成績評価の指標を明確化する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6-1】授業科目を円滑かつ適切に開設する体制を整備するために、教育・学生支援機構による支援の下、教育組織において授業科目を精選して体系化するとともに、教員組織である学系における科目担当教員の派遣体制を見直す。

【7】人材育成目標に対する学修成果の評価により、学修の質を保証する新たな体制を整備する。

【8】能動的学修の拡充、学事暦の柔軟化及びソリューション志向型人材育成を目的とする新たな教育システムの導入を円滑に行うため、教育支援体制を整備する。

【9】全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を活性化し、教職員の教育能力を向上させる。

【10】佐渡島の森、里、海其自然豊かな環境の中に位置する本学の施設を活用した実践的・融合的な教育を活性化させる。

（3）学生への支援に関する目標

【11】一万人を超える学生を抱える本学において、多様な学生の向学心と主体性を支え、安心して学生生活を送れるように、学習支援、健康面での支援及び経済的支援を充実させる。

【7-1】人材育成目標に対する到達度を評価する各教育プログラムでの体制と、各教育プログラムにおける学修成果の評価を支援する全学的な体制を平成32年度までに整備し、実施する。

【8-1】能動的学修の拡充と継続的な改善を支援する全学的な体制を強化するため、平成28年度に教育・学生支援機構を再編する。

【8-2】平成29年度に学事暦をクォーター制により柔軟化し、長期学外学修や短期留学など多様な学修プログラムを行える教育環境を整備するとともに、その新たな環境に対応できる教育情報基盤システムを整備する。

【8-3】ソリューション志向型人材育成のための学部・学科にとらわれない新たな教育システムの開設に合わせて、教員が複数の教育プログラムを柔軟に担当する体制を整備する。

【9-1】学位プログラム化、主体的学修の促進など本学の教育機能強化に適切に対応できるよう、階層化されたFDを全学的に展開し、年間で全教員の75%のFD参加を実現する。

【10-1】教育共同拠点としての「理学部附属臨海実験所」及び「農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション」において、大学間連携の拡大や多様な形態の実習等により、フィールドワーク人材育成機能を強化する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【11-1】学生の主体的学修を促進するため、本学が先進的に開発し導入している「新潟大学学士力アセスメントシステム（NBAS）」等を用いた履修指導、ラーニング・コモンズの拡充など学習支援体制を強化する。

【11-2】教育・学生支援機構と各学部・研究科等が連携して、障がいのある学生に対する合理的配慮に関する理解を深めるための研修を実施し、学生の障がいに応じた就学・修学支援を行う。

【11-3】健康面や精神面を含む学生の多様なニーズに対応した学生相談を実施するために、相談業務に携わる教職員に対する研修機会の増加や教育・学生支援機構と学部・研究科の情報交換会の拡充など、相談体制をより強化する。

【11-4】学生支援に係る補助業務等に従事した学生に対し謝金を支払う経済的支援制度（学生スタッフ制度）を継続的に実施するとともに、本学独自の給付型

【12】学生の主体性を重視し、満足度を高める進路・キャリア形成支援を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標

【13】課題の発見と解決において重要となる「学力の三要素」（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を含む人材育成目標に対応した入学者受入方針の改善と入学者選抜制度への転換を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【14】脳疾患に関する国内有数の研究施設である脳研究所を中心に、基礎と臨床の一体化を基盤とした先端かつ高度な脳疾患研究・医療を実践する国内・国際共同研究拠点を形成する。

【15】特定分野における先端的研究、強み特色のある研究を重点的に推進し、優れた成果を発信する研究拠点を形成する。

奨学金の対象を学部学生のみでなく大学院学生にも拡大する。

【12-1】自ら進路を切り開く能力を高めるキャリア教育、多様な形態のインターンシップ、きめ細かい進路支援を適切に行うため、教育・学生支援機構と各学部・研究科の連携体制を見直す。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【13-1】各分野のミッションの再定義並びに主体的な学修への転換に合わせて人材育成目標を再設定し、入学者受入方針を改善するとともに、多面的・総合的な選抜方法や大括り入試など新たな入学者選抜制度を導入する。また、そのための全学的な支援体制を整備する。

【13-2】高等学校と大学の教育課程の接続を円滑にし、「確かな学力」を身につけた学生を受け入れるため、「新テスト」導入を見据え、協議体等を設置して高等学校と意見交換を行うなど密接に連携して、入学者選抜方法を改革する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【14-1】脳研究所において、医歯学総合病院と連携し脳疾患先端医療を実践する臨床リサーチセンターを設立し、ミッションの再定義で特記された脳画像研究、脳神経病理研究等とこれまでの実績に裏打ちされた脳疾患医療を有機的に融合・統合させた「こころと脳疾患研究」及び「脳疾患先端医療」を実践する。

【14-2】アルツハイマー病など脳の難病の克服に向け、国内外の共同研究先との連携・交流を通じて独創的な脳画像・病理研究を躍進させ、環太平洋における脳疾患病態研究の国際拠点を確立し、国際的な視野の下にヒト脳神経疾患の克服、更にはヒト高次脳機能の解明を通じて、脳神経難病の超早期診断法を確立する。

【15-1】日本海側ライン唯一の「災害・復興科学研究所」の国内共同研究拠点化を進めるとともに、国際的に評価される研究所を目指して、国内外の機関との研究ネットワークを構築し、斜面防災研究など、巨大地震・火山活動や複数の要因による複合災害の研究を展開する。

【15-2】研究推進機構超域学術院を、国際的研究、特色ある研究、先端的研究の拠点とするため、国内外から優秀な研究主宰者（PI）を集め、学内の有力研究者

【16】学問（研究）の自由を保障し、自然科学から人文社会科学にわたる幅広い分野の基礎・応用研究力をより強化するとともに、分野を超えた融合研究を創出する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

【17】若手研究者が主体的に課題を設定し、挑戦的な研究に取り組むことができるように、研究者の育成・支援のための体制を整備し、国内外から能力の高い若手研究者を確保する。

【18】研究の質を向上させるとともに、社会からの要請等に柔軟に対応できる研究支援体制を構築する。

と連携・融合した研究を行う組織（トップ研究者サロン）に再編する。

【15-3】口腔 QOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上研究，量子科学研究，環境・エネルギー研究，情報通信工学研究，環東アジア研究，腎研究，コホート研究など特色ある研究の充実・発展のために，国内外における研究ネットワークを強化し，研究成果を積極的に発信する。

【16-1】自然再生学の文理融合型研究を推進するために「朱鷺・自然再生学研究センター」の組織を整備し，佐渡島における関連施設と有機的に連携した学際的環境科学の研究拠点とする。

【16-2】幅広い分野の基礎・応用研究について，国際的な研究交流や共同研究を推進するために，国際的に評価の高い学術誌への投稿や国際会議への参加・誘致を支援し，国際会議発表数を第3期中期目標期間末には平成27年度と比較して10%以上増加させる。

【16-3】異分野融合研究を推進するために，生体医工学，フードサイエンス，医学物理など学内外の共同研究を強化する。

【16-4】研究者の自由な発想と熱意に基づき次世代を担う研究とイノベーションを発芽させるために，科学研究費助成事業・挑戦的萌芽研究の申請を支援し，第2期中期目標期間の平均と比較して10%以上申請数を増加させる。

【16-5】知的財産を適切な評価に基づいて戦略的に権利化を進め，イノベーション創出に向けて知的財産を効果的に活用し，多様な手段により国内外に広く発信する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【17-1】各学系・研究所，超域学術院の特性に合わせた良好な研究環境を整備するとともに，国際公募によるテニュアトラック制の拡大，研究の成果に基づくインセンティブの付与等によって，多様な若手研究者を育成する。

【18-1】研究の基盤的な環境を充実させるため，共同研究スペースの十分な確保，学内共同利用施設の統廃合及び大型・中型機器等の研究設備の計画的整備を行う。

【18-2】リサーチ・アドミニストレーター(URA)と産学官連携コーディネーター(CD)が連携・協働し，競争的研究資金獲得に向けた情報収集・分析及び研究計画の策定支援・検証を行う。また，獲得した研究資金を用いて，基盤的研究や先端的研究を行うための研究環境を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

【19】日本海側ラインに位置する大規模総合大学の特色を活かして、「環東アジア地域教育研究機構」を設置し、地域課題をグローバルな視野から検討・提言するとともに、新潟県を中心とした日本海側の地域活性化、地域創生に取り組む。

【20】社会人の学び直し及び職業人のキャリアアップの機会を広く提供することにより、社会の多方面で活躍しうる人材を育成する。

【21】地域の教育拠点として、新潟県教育委員会及び関係諸機関とのネットワークの中核的役割を果たし、地域における教員養成及び教員研修の機能を強化する。

【18-3】研究の質を向上させるため、評価の高い学術誌への論文発表、大型外部資金の獲得等の実績に基づき、評価を行った上で研究に専念できるような重点支援をする。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【19-1】環東アジアの地域交流の中で、地域の雇用創出や活性化事業を行う「地域創生推進機構」を平成28年度に設置し、日本海側の地域課題について、国際的な比較調査に基づき提言するシンクタンク活動、高付加価値型事業展開を目的とした産学共同連携事業、魅力あるまちづくりの提案等の地域創生事業を地方自治体や地域産業と連携して行う。更に、環東アジア地域に整備する海外リエゾンオフィスを活用して、グローバルな視点から地域課題に取り組むことのできる人材育成機能と環東アジア地域研究機能を強化する。この成果を活かし、平成30年度に「環東アジア地域教育研究機構」を設置し、地域創生事業を強化する。

【20-1】社会人・職業人のニーズや多様な背景を考慮して、大学院の社会人受入れを拡充するとともに、授業科目や公開講座を受講しやすくするためにウェブ教材を活用するなど、生涯学び続けることができる教育体制を整備する。

【21-1】教育学部において、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場での指導経験のある大学教員を平成33年度までに20%を確保するとともに、アクティブ・ラーニングを実践できる能力の育成など現場のニーズに応える実践的カリキュラムの改善等を行うことにより、新潟県における小学校教員養成の卒業生の占有率について、第3期中期目標期間は50%を確保する。

【21-2】新潟県教育委員会等との連携・協働により、平成28年度に教職大学院を設置し、学校改革を推進する実行力の育成や通常学級における特別支援教育など、地域の教育課題等に対応できる教員を養成するとともに、修了者の教員就職率について75%を確保する。また、地域の教育拠点としてのネットワークを構築し、研究成果等を地域に波及させる。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

【22】環東アジア地域を基点に世界を見据え、教育、研究及び社会貢献を通じて世界の平和と発展に寄与するため、キャンパス・グローバル化を実現する。

(2) 大学間連携による教育・研究等に関する目標

【23】国立六大学連携コンソーシアム（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）をはじめとした他大学との連携を推進し、教育・学術研究・社会貢献等の機能を一層強化するとともに、グローバル社会をリードする人材を育成し、学術研究を高度化させる。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【22-1】平成30年度に「環東アジア地域教育研究機構」を設置し、日本海側ラインの中心に位置する本学の特色を活かし、環東アジアに焦点を当てたグローバル人材育成と地域研究を強化するとともに、グローバルな視野から地域課題の解決に取り組む。

【22-2】日本人学生と様々な国の優れた留学生とが切磋琢磨できるキャンパスを創出するため、大学間交流協定締結校を増加させるとともに、アセアン大学ネットワーク（AUN（Asean University Network））等の優れた大学からなるコンソーシアムに加盟し、教育研究交流事業、交換留学プログラムへの参加等により、海外留学者数と留学生数を倍増させる。

【22-3】大学院におけるダブルディグリープログラム及び英語のみで修了可能なプログラムを拡充し、正規課程留学生を増加させる。

【22-4】国際共同研究を通じた優れた研究成果の創出など研究活動・能力を向上させるために、海外の大学、研究機関等で長期間研究に専念する在外研究制度を継続的に実施するとともに、海外の学術交流協定校等との相互研究交流を拡大する。

【22-5】国境を越えた教育・研究・事務に支障なく対応できる組織体制を構築し、キャンパス環境をグローバル化するため、教職員の採用に際し、原則として、各部署における業務に必要な外国語能力など一定のグローバル対応力を求める。既採用職員については外国語（英語）研修プログラム等を設け、グローバル対応力を涵養する。

(2) 大学間連携による教育・研究等に関する目標を達成するための措置

【23-1】国立六大学連携コンソーシアムにおいて、東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し、教育、研究、国際連携等の事業を実施するなど、地域や国内外の大学との連携を強化する。

(3) 附属病院に関する目標

【24】「患者にやさしい高度医療」を推進することにより、超高齢社会や健康長寿社会の形成を見据えた医療の実現に貢献する。

【25】グローバルな視点やリサーチマインドを備え、高度先進医療・地域医療においてリーダーシップを担う高度専門医療人を養成し、日本海側ラインの拠点を形成する。

【26】治験拠点医療機関としての高い取組実績を活かして、本学の持つ各分野の研究能力・実績を実践医療につなげ、医療イノベーションの創出に貢献する。

【27】多彩な地域医療貢献の実績を活かして、新潟県の地域医療構想（ビジョン）を踏まえた地域医療連携を強化するとともに、大学病院としての機能を果たすため、継続的・安定的な病院運営を行う。

(4) 附属学校に関する目標

【28】大学・学部・附属学校が連携して、社会的に求められる附属学校の役割・機能を発展させる。

【29】学生の実態に応じた段階的教育実習カリキュラムを構築し、附属学校の教育実習機能を強化する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【24-1】「患者にやさしい高度医療」を推進するため、医歯学総合病院の特色である医科歯科連携及び低侵襲治療、医療安全管理を更に拡充し、多職種連携の下、予防から診断、治療、リハビリまで患者の立場に立った総合的な包括医療体制を構築する。

【25-1】各職種・領域において先進的かつ特色ある医療人教育を行うため、各領域の専門医、高度臨床看護師、医学物理士等の高度専門医療人や地域で求められる総合診療医、災害医療人等の養成をはじめとした新たな教育プログラムを開発する。

【26-1】医療イノベーションの創出を目指して、大規模総合大学の強みを活かし、医理工農学をはじめとした各学部・研究科、脳研究所、腎研究施設等との連携を強化するとともに、基礎研究から治験まで一貫した臨床研究支援体制を構築する。

【27-1】新潟県内唯一の特定機能病院として、新潟県及び地域医療機関等と連携しながら、高度救命救急、災害医療、総合周産期母子医療等の取組を通じて、県内における地域医療の中核的役割を担う。

【27-2】病院の健全運営を維持するため、各種統計データ等を踏まえた病院の経営・運営改善や機能強化のための戦略を策定・実施する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【28-1】附属学校運営協議会において、大学・学部・附属学校が連携して、国や学校現場が抱える教育課題や附属学校の運営上の課題に対応するための活動計画を立案し、その成果を継続的に検証する。

【29-1】1年次から3年次まで制度化された段階的教育実習に加えて、教育実践・臨床研究に関する研究方法の習得を目的とする4年次「研究教育実習」を整備し、附属学校等を活用して教育学部教員と附属学校教員が共同で指導する「4年一貫教員養成カリキュラム」を、平成30年度までに完成させる。

【29-2】教職大学院において高度な実践的指導力を育成するために、教職大学

<p>【30】教育委員会と組織的に連携しながら、現職教員の研修の場としての役割を強化する。</p> <p>【31】グローバル化、異校種連携・一貫教育、特別支援を必要とする児童・生徒の増加など、国及び地域の教育課題について、附属学校として実験的・先導的な教育研究活動を行い、地域における指導的役割を果たす。</p>	<p>院教員と附属学校教員等が指導チームを構成して「現場実習」を行う。</p> <p>【29-3】総合大学の強みを活かし、教育学部以外の学部・研究科からの教育実習受入れ体制を平成30年度までに整備するとともに、共同研究を行い、その成果を附属学校の教育に活用する。</p> <p>【30-1】教育委員会と組織的に連携し、附属学校の教育資源を活かした「教員免許更新講習」や「初任者研修」等を実施するとともに、新潟県内の現職教員を計画的に受け入れる。また、地域の学校が抱える今日的課題を解決するために、附属学校教員を研修会の講師や授業研究助言者等として派遣する。</p> <p>【31-1】これまでに行ってきた汎用的能力の育成に関する研究、幼小中12ヶ年の系統性を活かした教育カリキュラムの構築、附属特別支援学校を拠点としたインクルーシブ教育システムの構築等を基盤に、幼小中の連続性・系統性を踏まえた汎用的能力を育成する教育課程の編成やグローバル化に対応する環境モデルの構築、知的障害教育のモデルとなるカリキュラムの構築等に取り組み、その成果を学部のカリキュラムに取り入れるとともに、研究会、学校公開や報告書の発行によって地域に還元する。</p> <p>【31-2】附属特別支援学校を中心に附属校園におけるインクルーシブ教育の先導的実践を行う。特に、附属特別支援学校は、附属学校と地域の一般校からの教育相談に対応するなど、特別支援教育に関するセンター的機能を担う。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>【32】大学の強みや特色を最大限発揮するため、学長のリーダーシップの下、経営戦略本部を中心にエビデンスに基づく経営戦略を策定し、人的資源・物的資源・資金等の機動的な配分を行う。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【32-1】学長の構想を確実に実現するため、学長直轄下においた経営戦略本部を中心として、IR（インスティテューショナル・リサーチ）推進室から提供されたエビデンスに基づく経営戦略を策定し、教育研究等の機能強化を行う。また、学長のリーダーシップの下で、教育研究活動の高度化や組織活性化、年俸制の活用、若手・女性採用促進等の人材多様化など、大学の強みや特色を活かした取組に対し資源を重点的に措置する。</p> <p>【32-2】経営協議会学外委員の意見を大学運営に反映しやすい環境を整備するため、学外委員との意見交換を行う機会を増やす。また、監事から監査ごとに提示される意見を機動的に反映させる仕組みを構築する。</p> <p>【32-3】優秀な人材を雇用・確保し、教育研究の高度化・活性化を推進するた</p>

め、クロスアポイントメント制度を導入するとともに、人事評価制度の検証を行い、人事・給与制度の更なる弾力化に取り組む。特に、年俸制については、適切な業績評価体制を構築するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、平成 28 年度までに 15 %以上とする。

【3 2 - 4】40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の雇用を促進し、40 歳未満の若手教員の構成比率を平成 31 年度は 19.4 %、平成 33 年度は 20 %に増加させる。

【3 2 - 5】管理運営及び研究推進等に関する専門分野の強化のため、リサーチ・アドミニストレーター（URA）など高度な専門的知見を有する職員を、教員や事務職員とは異なる第三の職種として位置付け、安定的に採用・育成する。

【3 2 - 6】教職員の多様化を図り、教育研究を活性化するため、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる環境を整備する。特に、女性の更なる活躍促進に向け、女性教員比率を 20 %まで高める。また、管理職に占める女性の割合を平成 28 年度までに 13 %以上に高め、平成 33 年度まで維持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【3 3】社会の変化や社会からの大学に対する要請に適切に対応するため、学位プログラムを中心とした柔軟かつ機動的な教育研究組織に再編する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【3 3 - 1】人文社会科学系学部・大学院については、18 歳人口の減少や人材需要等を踏まえた入学定員の見直しを行うとともに、地方創生など社会的要請の高い分野を重視した教育研究組織へ平成 30 年度までに再編する。

【3 3 - 2】教員養成系学部・大学院については、教育学研究科教育実践開発専攻（教職大学院）を平成 28 年度に設置し、高度専門職業人としての教員の養成機能を強化するとともに、学校教育専攻・教科教育専攻（修士課程）を、平成 29 年度に他の研究科に組み込む。教育学部学校教員養成課程については、カリキュラム改革など教員養成機能を強化し、学習社会ネットワーク課程、生活科学課程、芸術環境創造課程及び健康スポーツ科学課程については、大学の学部改革に対応して廃止する。

【3 3 - 3】自然科学系学部・大学院については、入試の志願倍率等を踏まえて入学定員の見直しを行うとともに、学部と大学院の教育プログラムの連携による専門性の深化や大学院を中心とする異分野融合を重視した教育研究組織へ再編する。また、大学院技術経営研究科については、時代の動向や社会構造の変化など、社会のニーズを踏まえた見直しを行う。

【3 3 - 4】医歯学系学部・大学院では、入試の志願倍率等を踏まえて入学定員の

<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>【34】事務職員の資質向上や事務等の効率化及び合理化を行い、大学経営と教育研究等の支援機能を強化した事務組織へ再構築する。</p>	<p>見直しを行うとともに、大学院を中心に健康長寿社会の実現に向け、先進的な教育研究を行う組織へ再編する。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【34-1】「事務機能の強化及び事務の効率化・合理化のためのマスタープラン」を策定し、事務組織の改編、重点分野への機動的な人員配置、事務処理方法の見直し、高度な専門的知見を有する職員の配置等による専門的分野の強化、優秀な人材の確保、計画的な人材育成、体系的なスタッフ・ディベロップメント（SD）の実施、業務改善等を行う。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>【35】外部資金獲得のための支援組織を強化・拡充し、戦略、企画、渉外、広報等の専門性を高めることによって、外部資金獲得額を増加させ、財務基盤を安定化させる。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【36】戦略的・効率的な大学運営を実施するため、IRを活用し、学長のリーダーシップに基づいて優先度の高い事業に重点支援を行うとともに、全体の経費を計画的に抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>【35-1】リサーチ・アドミニストレーター（URA）と産学官連携コーディネーター（CD）との連携・協働の下、組織的、戦略的な支援計画を策定、実行することで、第2期中期目標期間の平均と比較して、共同研究費・受託研究費を10%以上増加させ、科学研究費助成事業申請の上位種目への移行を10件以上行うなど、競争的外部資金の獲得額を増加させる。</p> <p>【35-2】学生の奨学金等の修学支援、国際交流活動の支援、学生の福利厚生施設整備を行うため、学長のリーダーシップに基づく資源配分により渉外・広報活動を強化することで、平成26年度の寄附金受入件数、寄附金額を20%以上増加させる。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【36-1】中長期を見据えた人件費・物件費の抑制を実現するために、財務データを中心に年齢構成等のデータを活用し、人件費をはじめ固定費を含むあらゆる既定経費の見直しを行うとともに、大学の機能を強化しながら経費を計画的に抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>

<p>【37】保有資産の利用状況等を踏まえた管理・運用の見直し等により、資産を効率的・効果的に活用する。</p>	<p>【37-1】施設・設備・スペース等のストック資産を効率的・効果的に利用するため、若手・女性研究者等の採用促進と合わせた共用スペースの供与を進める。また、機器分析センターを発展的改組して専門的人材による支援の下、大型分析機器をはじめとする研究設備の共用化を進め、利用状況等のエビデンスに基づいて設備を有効活用する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【38】IRを活用した評価体制を整備し、自己点検・評価及び第三者評価等を適切かつ効率的に行い、教育研究や大学運営等の改善、活性化に繋げる。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【39】情報公開を徹底して透明性を高めるとともに、社会のニーズに対応した教育研究活動の発信により、大学への信頼・イメージ・魅力を高める。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【38-1】IR推進室を中心に各組織と連携・協力しながら学内外のデータを集約・分析する体制を構築し、データ及び分析結果を各種評価や大学運営等に活用する。</p> <p>【38-2】大学及び各組織における教育研究や運営等について、評価項目の精選・重点化や数値指標の利用など評価作業の負担軽減にも配慮しながら、自己点検・評価及びその検証のための外部評価又は第三者評価を毎年度行う。特に、大学が行う自己点検・評価及び第三者評価の結果については、経営戦略本部において分析し、資源配分や年度計画等に反映させるとともに、必要とされる改善を促し改善状況をモニタリングする。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【39-1】学内情報を日本語・外国語で最大限公開するとともに、教育プログラム、卓越した研究成果、地域貢献の取組等の社会ニーズに対応した情報を、ホームページ・SNS・冊子等の媒体を通じ戦略的に発信する。また、大学の強み・特色をわかりやすく発信するため、大学のイメージを視覚的に表現するVI（ビジュアル・アイデンティティ）を展開する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>【40】安全・安心で魅力的なキャンパス環境になるよう、老朽施設・ライフラインの再生整備、既存スペースの有効活用、エネルギー</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【40-1】キャンパスマスタープランを更に充実させ、国の財政措置の状況を踏まえ、計画的な環境整備並びに地域・社会と共生していくためのキャンパス整備</p>

使用量の削減を推進し、適切な施設マネジメントを実施する。

2 安全管理に関する目標

【4 1】新潟県や近県で発生した過去の自然災害への対応・経験を活かし、キャンパスや地域社会にとって安全・安心な環境を整備する。

3 法令遵守に関する目標

【4 2】健全で適正な大学運営を行い、社会から信頼される大学であり続けるため、研究不正防止等のコンプライアンスを推進する体制及び環境を整備充実させ、本学の全ての活動においてコンプライアンスを徹底する。

を実施する。合わせて、施設の長寿命化及びリノベーションを考慮した老朽施設の再生を計画的に実施する。

【4 0-2】アカデミッククラウドなど最新 ICT を活用するため、情報通信基盤環境を整備・強化する。

【4 0-3】学生が主体的学修を行うためのスペース及び外国人研究者や若手研究者が多様なスタイルで研究を行えるスペースを、国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

【4 0-4】予防保全のための維持管理計画等を策定し、予防保全の計画的な実施、更なる環境配慮並びに省エネ活動を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【4 1-1】自然災害発生時における初動対応や復興までの過去の対応事例を踏まえ、大学構成員や地域住民の避難を想定して、指定避難所としての機能を強化する。また、自然災害等に対する危機管理体制を強化するための訓練の実施や他大学と災害時に備えた連携を行う。

【4 1-2】安全衛生ガイドラインを平成 29 年度までに策定し、講習会の参加対象者を明確にした上で、参加の義務化を進めるなど安全衛生教育活動を体系的に実施する。また、放射性物質・毒物及び劇物等の危険物・有害物の適正管理を確実に実行させるため、新たに研究室ごとの自己点検制度を設けるなど管理体制を平成 30 年度までに整備する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【4 2-1】コンプライアンス推進年次計画を策定し、教育・研修並びにコンプライアンス監査等を実施するとともに、モニタリングを行う。特に、教員・学生の研究倫理教育については、CITI Japan プロジェクト等の eラーニングを利用した研修や、研究倫理教育に係る講演会等を行う。

(その他の記載事項) (別紙に整理)

○予算 (人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金
の限度額 ○重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画 ○剰余金の使途 ○施設・
設備に関する計画 ○人事に関する計画 ○中期目標期間を超える債務負担
○積立金の使途

中期目標		中期計画	
別表1 (学部, 研究科等)		別表 (収容定員)	
学部	人文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部	学部	人文学部 912人 教育学部 1,480人 (うち教員養成に係る分野 880人) 法学部 730人 経済学部 1,250人 理学部 780人 医学部 1,437人 (うち医師養成に係る分野 757人) 歯学部 352人 (うち歯科医師養成に係る分野 260人) 工学部 1,960人 農学部 640人
研究科	教育学研究科 現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科 技術経営研究科 実務法学研究科 (H27募集停止)	研究科	教育学研究科 94人 (うち修士課程 64人 専門職学位課程 30人) 現代社会文化研究科 180人 (うち修士課程 120人 博士課程 60人) 自然科学研究科 1,184人 (うち修士課程 974人 博士課程 210人) 保健学研究科 58人 (うち修士課程 40人 博士課程 18人) 医歯学総合研究科 465人 (うち修士課程 52人 博士課程 413人) 技術経営研究科 40人 (うち専門職学位課程 40人) 実務法学研究科 (H27募集停止) 0人 (うち専門職学位課程 0人)
別表2 (共同利用・共同研究拠点, 教育関係共同利用拠点)			
<p>【共同利用・共同研究拠点】 脳研究所 (認定申請中)</p> <p>【教育関係共同利用拠点】 理学部附属臨海実験所 農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーション</p>			